

議案第62号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月1日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改める。

第4章 雜則（第53条）

】

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雜則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、

当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とある

差し替え分

のは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようと/orする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「再び前項」とあるのは「再び同項」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例	備考
目次		目次	
第1章 省略	第1章 省略	第1章 省略	
第2章 省略	第2章 省略	第2章 省略	
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	
第1節 省略	第1節 省略	第1節 省略	
第2節 省略	第2節 省略	第2節 省略	
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	規定の整備
第4章 雜則（第53条）	付則 (内容及び手続の説明及び同意)	同上	
	第5条 省略	内閣府令の 改正に伴う 規定の整備	
	2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定により、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。	改正に伴う 規定の整備	
	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの		
	ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用		

申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受けた旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項の重要な要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

内閣府令の改正に伴う規定の整備
同上

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 省略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行いう者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにもあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもにも限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によつてははならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 省略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行いう者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにもあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもにも限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、

同上

同上

希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2
9
省略

第4章 雜則 (電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他のこれらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、副本、原本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と)教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる

章の追加
電磁的方法
による対応
に係る規定
の追加

同上

2
9
省略

る。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方

法

1 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次

電磁的方法による対応に係る規定の追加
同上

に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項目に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等に同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意を行ふ」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意をしよう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項

電磁的方法による対応に係る規定の追加

同上

各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「再び前項」とあるのは「再び同項」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のように改正する。

令和3年9月1日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業所
第6章 雜則（
内保育事業（第42条—第48条））に改める。
第49条」

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され
ている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録
(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式
で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)
により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運當に関する基準を定める条例を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
目次	目次	
第1章 } 省略 第4章 第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条) 第6章 雜則 (第49条) 付則	第1章 } 省略 第4章 第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条) 付則	規定の整備 同上
第6章 雜則 (電磁的記録)	章の追加 電磁的方法 による対応 に係る規定 の追加	
第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成 その他これらに類するもののうち、この条例の規定において 書面（書類、文書、謄本、正本、副本、原本、抄本、複 本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この 条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定 されるものについては、書面に代えて、当該書面上に係る電 磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ ては認識することができない方式で作られる記録であつ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい う。）により行うことができる。	この条例は、公布の日から施行する。	
付 則		